

一般事業主行動計画の公表について

J A 三重南紀は、次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を公表いたします。

### 次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を作るために、国・地方公共団体・事業主・国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から10年かけて集中的かつ計画的に取り組んでいくために作られたものです。

### 一般事業主行動計画とは

企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、期間雇用者などを含む全従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取組を行うために策定する計画の事です。

## J A 三重南紀 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間

2. 内容

目標① 所定外労働削減のための措置の実施と有給休暇取得の促進を図る

対策	平成29年4月～	ノー残業デーの実施等による時間外労働の削減
	平成29年4月～	振替休日取得の促進
	平成29年4月～	計画期間中の年次有給休暇の1人当たりの平均取得日数現10.1日を13日にする。
	平成29年4月～	時間外労働時間が月に60時間を超えた労働者の所属長に対し、時間外労働削減についての通知を送付し、時間外労働削減に対する意識啓発を図る。

目標② 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働保険法に基づく産前産後休業など諸制度の周知や情報提供をします。

対策 平成29年4月～ 対象となる職員への説明と手続きの代行をする。  
平成29年4月～ 相談体制の整備